

令和6年度 第1回 若葉区民対話会

(市民ネットワークちば わかば)

令和6年7月17日(水)

〈次第〉

- 1 開会
- 2 市民ネットワークちば わかば 代表挨拶
- 3 「市民ネットワークちば わかば」からの、質問に対する回答及び意見交換

(1) 若葉区の魅力や課題について教えて欲しい。

区長)

若葉区の魅力

- 若葉区は、面倒見の良い自治会長が多く、地域のイベントに誘っていただいている。
- 若葉区には、加曽利貝塚、泉自然公園、千葉市民ゴルフ場等、魅力がある場所が多い。
- 若葉区役所では、若葉区の魅力を発信する魅力発信事業を実施している。
例えば、若葉区内を自転車で走行したり、千葉市民ゴルフ場でカブトムシ採集を行ったり、
様々な若葉区の魅力を発信している。

課題

- 若葉区には、ヤードが多く存在している。千葉市内100箇所中の7～8割が若葉区にある。
必要な施設ではあるが、ヤード内での火災が発生したこともある。
- 人口減少や高齢化率が高い現状であることから、町内自治会の維持や祭りの継続が難しいという声
が挙がっており、コロナ禍の影響を受け一層その状況が進んだ。
そのため、地域への支援を強化するため、これまで地域運営委委員会のみを担当職員を配置してい
たが、令和5年度よりすべての地区に担当職員を配置することとなった。地域の困りごとなど些細なこ
とでも良いので気軽に相談してほしい。

(2) 区長として注力したい事業はあるのか。

区長)

○令和8年6月1日で千葉開府900周年を迎える。千葉市としても900周年として様々なイベントを企画する予定である。

若葉区役所では、ラジオ体操を推進しているため、千葉市動物公園での実施を検討している。

また、若葉区はいちごの栽培が盛んなので、いちごを使ったマラソンも検討している。

○区役所の混雑状況がリアルタイムで分かるものや、申請書を書かない窓口の取組みを検討している。

(3) 「ぷらっと WAKABA」の事業と効果を教えて欲しい。

若葉区地域づくり支援課長)

○「ぷらっと WAKABA」とは、地域の主体がもつ強みを持ち寄って、街づくりをするもの。具体的には、地域資源（人、物、金）の情報を集積し、活用して自立的な活動を支援していこうというもの
情報 協働 育成 支援の三本柱としている。

情報→地域の情報を区役所が活用して発信していく。補助金の助成制度等

協働→団体と団体をつなげる。意見交換会等。

育成→地域活動や団体運営に関する研修。

地域リーダー研修を前年度年3回行っている。

○事業の特性上、具体的な効果検証は難しいが、防災訓練をやりたいと自治会から相談があり、千葉災害ボランティアの団体を紹介してつないだことがあった。

4 意見交換

参加者)

○大宮台の高齢化率が高いため、防災訓練や自治会長の担い手の確保が難しい。また、先ほど説明のあった地域担当職員についてだが、相談できるのは地域住民又は町内自治会などの団体どちらの相談が可能なのか。

→防災訓練については、模擬避難所（見学の際は、別途申込み必要）を常時開設しているので活用して欲しい。地域の方も含めて参加すれば防災意識が向上する。あわせて、地域の方とも交流が図れるので、同じ課題を抱えた町内自治会と情報交換が可能になると思う。

地域担当職員への相談については、地域住民でも町内自治会でもどちらでも相談可能である。

参加者)

○地域団体による、夏祭りや、地域の高齢者等の電球交換や草むしりなどを行っている。ぜひ、区長にも活動に参加して欲しい。

○ 地域担当職員は地区連協単位で配置されているのか？

→地区連協単位で配置されている

○大宮台の地域担当職員は誰か

→支援第1班（町内自治会関係） 及び 支援第2班（防犯・防災関係）の地区担当職員を紹介した。

○区長は選挙での選出ではないのか

→ 人事異動によるもので選挙での選出ではない。

○近隣の雑木林が開発している。何ができるか心配なので、どこに相談すれば良いのか。

→開発行為が出ていればわかるが、出ていなければわからない。 場所を教えていただければ、調べることも可能なので、後ほど教えて欲しい。

○新たに道路ができるという話を聞いたが、本当なのか。

→場所の詳細が分かれば調べることも可能なので、後ほど教えて欲しい。

○町内自治会の入会者が減っている。千葉市の転入者に対し、町内自治会の加入促進などの啓発は行っているのか。

→チラシを配布し、周知は行っている。しかし加入の有無は個人の判断となるため、市としても苦慮している。

○高齢者緊急通報システムがある。その中で高齢者福祉電話を貸与する条件として、「市民税所得割非課税世帯」や「生活保護法による被保護世帯」となっているが、その条件を緩和してほしい。→高齢福祉課に地域からの要望を伝えて検討を促してみる。

（追記）高齢福祉課からの回答

○高齢者緊急通報システムを利用するにあたり、電話回線が必要となりますが、電話回線は、課税状況にかかわらず、利用者ご自身でご用意していただくことを基本としています。その上で、経済的な理由等により、ご自身で電話回線を用意することが困難な生活保護世帯や市民税所得割非課税世帯の方に対して千葉市が電話加入権を有する高齢者福祉電話を貸与しています。

千葉市が有する電話回線にも限りがありますので、高齢者福祉電話の貸与条件を緩和することは困難ですが、携帯電話の普及などの要因により、固定電話回線を所持していない方が増えていることも認識しておりますので、固定電話回線を必要としない方式が導入可能か検討して参ります。